

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会マスコットキャラクター「にこまる」の
デザイン等の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（以下本会という。）マスコットキャラクター「にこまる」（以下「にこまる」という。）のイラスト、愛称又はこれらに準ずるもの（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 「にこまる」のデザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「にこまる」デザイン等使用申請書（第1号様式）を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (2) 本会及び地区社会福祉協議会が主体となって実施する事業等で使用するとき
- (3) その他、本会が認めるとき。

2 本会は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認)

第3条 本会は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し「にこまる」デザイン等使用承認通知書（第2号様式）を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し「にこまる」デザイン等使用不承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

2 本会は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認する場合においては、条件を付すことができる。

(使用承認の期間)

第4条 デザイン等の使用承認の期間は、前条第1項または第2項の規定により使用承認を受けた日から1年間とする。ただし、デザイン等の使用期間が限定されているときは、当該使用承認の期間を短縮することができる。

2 第3条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の期間満了後において、引き続きデザイン等を使用しようとする場合は、改めて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第5条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しないものとする。

- (1) デザイン等の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合

- (2) 特定の政治活動、宗教活動に使用しようとする場合
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (4) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用する場合
- (5) 本会の品位を傷つけ、又はデザイン等のイメージを損うおそれのある場合
- (6) 定められた使用方法によってデザイン等が使用されないおそれのある場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- (8) 前各号に掲げるほか、本会がデザイン等の使用を不相当と認める場合
(デザイン等の適正使用)

第6条 使用者は、デザイン等の使用に関して、この要領を遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 本会は、デザイン等の使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。なお、是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用承認の変更)

第7条 使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、「にこまる」デザイン等使用承認変更申請書(第4号様式)を本会に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなければならない。

(使用承認の取り消し)

第8条 本会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して「にこまる」デザイン等使用承認取消通知書(第5号様式)を交付するものとする。

(1) 使用者がこの要領に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項に基づく使用承認の条件に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、本会はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第9条 デザイン等の使用は、原則無料とする。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、デザイン等を利用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第11条 使用者は、第2条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月9日から施行する。